

(証券コード 9267)
2020年8月20日

株 主 各 位

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
Genky DrugStores株式会社
代表取締役社長 藤 永 賢 一

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年株主総会につきましては、感染症予防の観点から、極力書面により事前の議決権行使（行使期限：2020年9月3日（木曜日）午後5時30分まで）をいただき、当日のご来場についてはお控えいただきますようお願い申し上げます。

記

敬 具

1. 日 時 2020年9月4日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 福井県福井市大手3丁目12-20（ホテルフジタ福井内）
ザ・グランユアーズフクイ 3階 天山の間

会場変更	本総会の開催場所は昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。
------	---

3. 目的事項

報告事項

1. 第3期（2019年6月21日から2020年6月20日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（2019年6月21日から2020年6月20日まで）
計算書類報告の件
3. 過年度利益準備金積立の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

会計監査人選任の件

第4号議案

ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

以 上

本総会よりご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年6月21日から
2020年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年6月21日から2020年6月20日まで）におけるわが国経済は、企業収益の改善が進み、雇用・所得環境は緩やかな回復基調にあるものの、消費増税による消費マインドの落ち込みへの懸念に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域シェアを高めるためドミナントエリア構築に邁進いたしました。また、お客様のショートタイムショッピングに貢献するため、青果や精肉などの生鮮食品の品揃えを強化するとともに、競争力強化のため、生活必需品のディスプレイに尽力いたしました。

当連結会計年度における新規出退店につきましては、300坪タイプを岐阜県に7店舗、福井県に4店舗、愛知県に19店舗、石川県に19店舗出店し、大型店を2店舗、小型店を1店舗閉店いたしました。また、小型店を1店舗、大型店へ改装いたしました。これにより、当連結会計年度末における店舗数は、大型店77店舗、300坪タイプ221店舗の合計298店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,236億3百万円と前連結会計年度に比べ197億6百万円（19.0%）増加いたしました。利益に関しましては、経常利益は45億66百万円と前連結会計年度に比べ2億61百万円（6.1%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は27億55百万円と前連結会計年度に比べ57百万円（2.1%）の増益となりました。

次に、当連結会計年度における業態別の売上高を見ますと、「大型店」516億54百万円、「300坪タイプ」712億71百万円、「小型店」2億72百万円、「その他」4億5百万円となりました。また、商品別の内訳では、「食品」769億40百万円、「雑貨」165億9百万円、「化粧品」145億85百万円、「医薬品」123億34百万円、「その他」32億34百万円となりました。

配当につきましては、1株につき12円50銭の実施をご提案させていただきます。

業態別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 2 期 前連結会計年度 (2019年6月期)		第 3 期 当連結会計年度 (2020年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
大 型 店	50,118,240	48.2	51,654,742	41.8	1,536,501	3.1
300 坪 タ イ プ	53,226,490	51.2	71,271,216	57.7	18,044,726	33.9
小 型 店	406,094	0.4	272,380	0.2	△133,713	△32.9
そ の 他	146,484	0.2	405,153	0.3	258,669	176.6
計	103,897,310	100.0	123,603,493	100.0	19,706,183	19.0

商品別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 2 期 前連結会計年度 (2019年6月期)		第 3 期 当連結会計年度 (2020年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
食 品	63,635,129	61.2	76,940,428	62.2	13,305,298	20.9
雑 貨	14,460,562	13.9	16,509,640	13.4	2,049,077	14.2
化 粧 品	13,408,208	12.9	14,585,110	11.8	1,176,902	8.8
医 薬 品	10,588,967	10.2	12,334,167	10.0	1,745,200	16.5
そ の 他	1,804,441	1.8	3,234,146	2.6	1,429,704	79.2
計	103,897,310	100.0	123,603,493	100.0	19,706,183	19.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は113億46百万円で、その主なものは新規出店に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外の経済活動に多大な影響が懸念され、先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

ドラッグストア業界におきましては、出店の拡大に伴う競争の激化、業種や業態を越えた価格競争など厳しい経営環境が続くものと予想しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、勝ち残りをかけた競争に対応するため、次のような課題が対処すべき重要項目であると認識しており、より積極的に取り組んでまいります。

- ①完全標準化された300坪タイプのディスカウントドラッグの出店によるドミナントエリア構築
- ②医薬品販売資格者をはじめとする計画的かつ継続的な人材の確保並びに育成
- ③定番商品を中心とした店舗オペレーションの技術及び管理レベルの更なる向上
- ④低価格販売を実現するための健全な収益管理とローコスト経営の深耕
- ⑤コンプライアンスの徹底と内部統制の強化
- ⑥財務体質の強化

第4期（2021年6月期）も引き続き、店舗レイアウトや作業が標準化されたNew300坪タイプの店舗をレギュラー店と位置づけて60店舗の新規出店を計画しております。また、既存店におきましては、スクラップ&ビルドの推進及び店舗改装を行い、活性化を図ってまいります。

新型コロナウイルスの影響への対応につきましては、引き続きリスクの軽減に努めて業績への影響を最小限に留めるとともに、収束後の事業活動を見据えながら引き続き事業基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2018年6月期)	第2期 (2019年6月期)	第3期 当連結会計年度 (2020年6月期)
売上高 (千円)	94,869,235	103,897,310	123,603,493
経常利益 (千円)	4,377,601	4,305,165	4,566,190
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	3,118,297	2,697,564	2,755,024
1株当たり当期純利益 (円)	206.55	174.70	181.52
総資産 (千円)	60,043,287	67,855,228	83,145,081
純資産 (千円)	23,805,049	25,309,818	27,685,556
1株当たり純資産額 (円)	1,538.05	1,667.60	1,823.51
期末店舗数	小型店	2	—
	300坪タイプ	137	221
	大型店	79	77
計	218	252	298

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ゲンキー株式会社	800,000千円	100.0%	ドラッグストア事業
富士パール食品株式会社	10,000千円	100.0%	食品製造事業

(7) 主要な事業内容 (2020年6月20日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行っております。

なお、ディスカウントドラッグを通じて、医薬品、化粧品、食品、雑貨、衣料品などの販売を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2020年6月20日現在)

本 社	福井県坂井市丸岡町	
店 舗	300坪タイプ	221店 (福井県41店、岐阜県84店、愛知県63店、石川県33店)
	大型店	77店 (福井県24店、岐阜県36店、愛知県12店、石川県5店)
そ の 他	物流センター	福井県坂井市丸岡町、福井県福井市石盛町 岐阜県安八郡安八町

(9) 使用人の状況 (2020年6月20日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,143名	+127名	28.8歳	3.6年

(注) 上記使用人のほか、パートタイマーは1,969名 (1日8時間換算、年間平均雇用人数) でありませ

(10) 主要な借入先 (2020年6月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,645,067千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,743,123
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,886,939
株 式 会 社 福 井 銀 行	2,076,195
農 林 中 央 金 庫	2,075,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社であるゲンキー株式会社は、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）等に該当する行為を行っている疑いがあるとして、2018年11月から調査を受けておりましたが、このたび、独占禁止法第48条の2から9までの規定する手続（以下「確約手続」）により、ゲンキー株式会社が提出した確約計画について公正取引委員会の認定を受け、本調査は終了いたしました。

なお、公正取引委員会による確約計画の認定は、ゲンキー株式会社が独占禁止法に違反したことを認定するものではありません。

本件に関しましては、2018年11月の公正取引委員会による調査開始以来、納入業者をはじめとする関係先の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。このたび認定を受けた確約計画を確実に実行するとともに、独占禁止法の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底を一層強化し、より信頼される企業を目指し事業活動を進めてまいります。

※確約手続とは、事業者が、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会との合意により自主的に解決するための制度であります。また、確約計画とは、かかる自主的な解決のために事業者が実施する措置に関する計画のことをいいます。

2. 会社の株式に関する事項（2020年6月20日現在）

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式総数	15,477,484株
(3) 株 主 数	20,285名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
フジナインターナショナルキャピタルズ 有 限 会 社	5,579,400株	36.8%
株 式 会 社 エ ル ・ ロ ー ズ	800,000	5.3
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	720,900	4.7
ゲ ン キ ー 従 業 員 持 株 会	536,100	3.5
ゲ ン キ ー 取 引 先 持 株 会	335,100	2.2
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	334,200	2.2
藤 永 賢 一	311,912	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	236,800	1.6
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	194,417	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口5）	177,400	1.2

（注）持株比率は自己株式（300,159株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の
状況

発行した新株予約権の内容

決議年月日	2019年10月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	138名 当社子会社の取締役及び従業員
新株予約権の数(個)	494個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,400株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり2,432円 資本組入額 1株当たり1,216円
新株予約権の行使期間	2021年11月1日から2026年10月31日まで
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。</p>

4. 会社役員に関する事項（2020年6月20日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 永 賢 一	ゲンキー株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	吉 岡 伸 洋	商 品 部 門 担 当 ゲンキー株式会社 取締役副社長 商品本部長
取 締 役	内 田 一 幸	数 値 コ ン ト ロ ー ラ ー ゲンキー株式会社 取締役 数値コントローラー
取 締 役	山 形 浩 幸	店 舗 開 発 部 門 担 当 ゲンキー株式会社 取締役 店舗開発本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 岡 茂	松 岡 会 計 事 務 所 所 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 井 順 也	今 井 労 務 経 営 事 務 所 所 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 賢 一	公 立 大 学 法 人 福 井 県 立 大 学 理 事 長

(注1) 取締役松岡茂氏、今井順也氏及び山田賢一氏は社外取締役であります。

(注2) 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(注3) 取締役松岡茂氏、今井順也氏及び山田賢一氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （社 外 取 締 役）	5名 (1)	59,782千円 (754)
取締役（監査等委員） （社 外 取 締 役）	3 (3)	1,974 (1,974)
監 査 役 （社 外 監 査 役）	3 (2)	1,205 (300)
合 計	11	62,962

(注1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年9月6日開催の定時株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額年額240,000千円であります。

(注2) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年9月6日開催の定時株主総会の決議による取締役（監査等委員）報酬限度額年額24,000千円であります。

(注3) 監査役の報酬限度額は、2018年9月7日開催の定時株主総会の決議による監査役報酬限度額年額24,000千円であります。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

定款で定められた報酬枠の範囲において、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し取締役報酬等は取締役会で、監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員である取締役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 松 岡 茂	当事業年度中に開催の取締役会には24回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査等委員会には9回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 今 井 順 也	当事業年度中に開催の取締役会には24回の全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査等委員会には9回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 山 田 賢 一	2019年9月6日に社外取締役に就任後開催された取締役会には18回出席し、福井県庁で要職を歴任し、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき客観的立場から適宜質問し発言を行っております。また、監査等委員会には9回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社監査等委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりでございます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程のみならず社会的模範を遵守し職務を遂行するために企業倫理行動指針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

② 当社は、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの法令遵守の推進にあたるものとする。

③ 当社グループは、当社グループの取締役及び使用人により法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内には設置した通報窓口に通報することとし、当社はコンプライアンス規程に則り通報者の保護に努めるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、文書取扱規程に則り記録・保存され、取締役及び監査等委員が閲覧可能な体制を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理を統括する組織として、当社グループのリスク管理の推進を図る内部監査室を設置しており、当社グループのリスク管理状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則月1回開催し、その審議により取締役会への答申を行うものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの経営管理については、関係会社管理規程を制定し、それに準拠して行う。

内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査等委員及び当社の監査等委員会に報告するものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会より要求がある場合は、使用人から監査等委員補助者を任命する。

- (7) 監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

- (8) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他の処理を行う。

- (9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人は、下記の各事項を監査等委員会に報告する。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- b. 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
- c. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

②当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

- (11) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の信頼を維持し、健全な業務の遂行を確保するために、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを企業倫理行動指針に定め、不当な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりでございます。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループは社内規程、行動規範の整備を行い、社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループは毎月開催される経営幹部によるグループ経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期24回開催され、取締役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。

(4) 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は、定例を含め9回の監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,283,786	流 動 負 債	28,964,723
現金及び預金	6,620,920	買掛金	17,262,769
売掛金	2,292,635	1年内返済予定の長期借入金	5,919,154
商 品	18,205,923	リ ー ス 債 務	52,800
原材料及び貯蔵品	81,212	未 払 金	3,912,220
未 収 入 金	1,461,273	未 払 法 人 税 等	910,619
そ の 他	621,822	預 り 金	69,633
固 定 資 産	53,861,294	賞 与 引 当 金	106,581
有 形 固 定 資 産	47,839,507	ポ イ ン ト 引 当 金	327,034
建物及び構築物	40,052,368	独占禁止法関連損失引当金	143,309
機械装置及び運搬具	141,965	そ の 他	260,600
工具器具備品	3,985,025	固 定 負 債	26,494,801
土 地	2,770,361	長 期 借 入 金	24,113,930
リ ー ス 資 産	350,079	リ ー ス 債 務	307,957
建設仮勘定	539,707	資 産 除 去 債 務	1,740,434
無 形 固 定 資 産	303,383	そ の 他	332,478
借 地 権	143,496	負 債 合 計	55,459,525
電話加入権	3,018	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	148,454	株 主 資 本	27,654,128
ソフトウェア仮勘定	8,415	資 本 金	1,000,000
投資その他の資産	5,718,403	資 本 剰 余 金	6,795,251
投資有価証券	54,116	利 益 剰 余 金	20,647,690
長期貸付金	782,825	自 己 株 式	△788,813
繰延税金資産	1,578,650	その他の包括利益累計額	21,916
差入保証金	2,940,736	その他有価証券評価差額	21,916
そ の 他	648,462	新 株 予 約 権	9,511
貸倒引当金	△286,388	純 資 産 合 計	27,685,556
資 産 合 計	83,145,081	負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,145,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年6月21日から
2020年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		123,603,493
売上原価		96,891,266
売上総利益		26,712,227
販売費及び一般管理費		22,370,496
営業利益		4,341,730
営業外収益		
受取利息	10,302	
受取貸料	274,892	
受取手数料	235,909	
固定資産受贈益	63,996	
その他	36,982	622,082
営業外費用		
支払利息	61,725	
寄付金	41,250	
貸費用	189,679	
その他	104,967	397,623
経常利益		4,566,190
特別損失		
減損損失	162,182	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	85,487	
貸倒引当金繰入額	286,388	534,058
税金等調整前当期純利益		4,032,132
法人税、住民税及び事業税	1,555,110	
法人税等調整額	△278,001	1,277,108
当期純利益		2,755,024
親会社株主に帰属する当期純利益		2,755,024

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月21日から
2020年6月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年6月21日残高	1,000,000	6,795,251	18,272,099	△788,681	25,278,668
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△379,432		△379,432
親会社株主に帰属する当期純利益			2,755,024		2,755,024
自己株式の取得				△131	△131
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,375,591	△131	2,375,459
2020年6月20日残高	1,000,000	6,795,251	20,647,690	△788,813	27,654,128

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
2019年6月21日残高	31,149	31,149	—	25,309,818
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△379,432
親会社株主に帰属する当期純利益				2,755,024
自己株式の取得				△131
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△9,232	△9,232	9,511	278
連結会計年度中の変動額合計	△9,232	△9,232	9,511	2,375,737
2020年6月20日残高	21,916	21,916	9,511	27,685,556

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 ゲンキー株式会社
富士パール食品株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ)たな卸資産

- ・商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の契約期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～38年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については契約期間を基準とした定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ)ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(ニ)独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連した支払に備えるため、案件ごとの事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。

④重要なヘッジの方法

・ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため振当処理を行っております。

・ヘッジ手段…通貨スワップ取引

・ヘッジ対象…外貨建借入金

・ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。

・ヘッジの有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	23,585,298千円
(2)担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
土地	702,127千円
建物	3,133,074千円
②担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	300,000千円
長期借入金	3,925,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数 普通株式 15,477,484株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
2019年9月6日 定時株主総会	普通株式	189,717千円	12.50円	2019年6月20日	2019年9月9日
2020年1月22日 取締役会	普通株式	189,716千円	12.50円	2019年12月20日	2020年2月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年9月4日開催の定時株主総会に、次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の 種 類	配当金の 総額	配当の 原 資	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
2020年9月4日 定時株主総会	普通株式	189,716千円	資本剰余金	12.50円	2020年6月20日	2020年9月7日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な剰余金は安全かつ流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは主に為替の変動に晒されている資産、負債に係るリスクを軽減することを目的として利用しており、投機目的の取引はありません。

②金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産賃借に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。このうち、外貨建長期借入金は、為替の固定化を図るために、デリバティブ取引（通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

差入保証金については、定期的に差入先の財務状態等を把握しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,620,920	6,620,920	—
(2) 未収入金	1,461,273	1,461,273	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	53,616	53,616	—
(4) 差入保証金 貸倒引当金（*1）	2,940,736 △32,000		
	2,908,736	2,724,967	△183,768
資産計	11,044,546	10,860,777	△183,768
(1) 買掛金	17,262,769	17,262,769	—
(2) 未払金	3,912,220	3,912,220	—
(3) 長期借入金（*2）	30,033,084	30,054,424	21,339
負債計	51,208,075	51,229,415	21,339

（*1）差入保証金には、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,823円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	181円52銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
岐阜県美濃加茂市	店舗	建物及び構築物ほか	30,988
岐阜県可児市	店舗	建物及び構築物ほか	69,446
岐阜県岐阜市	店舗	建物及び構築物ほか	61,747

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗のうち収益性が低下した資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値より算定しており、将来キャッシュフローを3.4%で割り引いた現在価値により算定しております。

※減損損失の内訳

建物及び構築物	161,963千円
器具器具備品	219千円
計	162,182千円

貸借対照表

(2020年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,130,957	流 動 負 債	1,027,726
現金及び預金	55,604	1年内返済予定の長期借入金	156,000
売掛金	58,300	未払金	14,765
一年内回収予定の長期貸付金	4,000,000	関係会社未払金	848,715
前払費用	15,635	未払法人税等	818
その他	1,417	未払消費税等	7,426
固 定 資 産	18,961,752	固 定 負 債	486,137
投資その他の資産	18,961,752	長期借入金	481,000
関係会社株式	2,411,752	繰延税金負債	5,137
長期貸付金	16,550,000	負 債 合 計	1,513,863
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	21,569,334
		資 本 金	1,000,000
		資 本 剰 余 金	21,160,021
		その他資本剰余金	21,160,021
		利 益 剰 余 金	198,126
		利 益 準 備 金	76,636
		その他利益剰余金	121,490
		繰越利益剰余金	121,490
		自 己 株 式	△788,813
		新 株 予 約 権	9,511
		純 資 産 合 計	21,578,845
資 産 合 計	23,092,709	負 債・純 資 産 合 計	23,092,709

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年6月21日から
2020年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	269,200
売 上 総 利 益	269,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	213,444
営 業 利 益	55,755
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	20,575
受 取 手 数 料	1
そ の 他	76
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,298
経 常 利 益	75,110
税 引 前 当 期 純 利 益	75,110
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,793
法 人 税 等 調 整 額	11,688
当 期 純 利 益	30,627

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月21日から
2020年6月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計
				繰越利益剰余金		
2019年6月21日残高	1,000,000	21,160,021	21,160,021	—	546,931	546,931
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△379,432	△379,432
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				76,636	△76,636	—
当期純利益					30,627	30,627
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	76,636	△425,441	△348,805
2020年6月20日残高	1,000,000	21,160,021	21,160,021	76,636	121,490	198,126

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年6月21日残高	△788,681	21,918,271	—	21,918,271
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△379,432		△379,432
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		—		—
当期純利益		30,627		30,627
自己株式の取得	△131	△131		△131
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	9,511	9,511
事業年度中の変動額合計	△131	△348,936	9,511	△339,425
2020年6月20日残高	△788,813	21,569,334	9,511	21,578,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,058,300千円
長期金銭債権	16,550,000千円
短期金銭債務	848,715千円

(2) 保証債務

下記関係会社の銀行借入金について、保証を行っております。

ゲンキー株式会社	950,000千円
----------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	269,200千円
販売費及び一般管理費	15,000千円
営業取引以外の取引による取引高	20,575千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	300,109	50	—	300,159

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取り	50株
------------	-----

(2) 過年度利益準備金の積立

剰余金の配当に伴う利益準備金の積立には、第2期に実施した配当に伴う利益準備金の積立38,693千円が含まれております。

なお、第2期に実施した剰余金の配当に関しましては、上記利益準備金を考慮しても分配可能額を超えるものではないため法的に問題はないと考えております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

未収還付事業税	5,137千円
繰延税金負債計	<u>5,137千円</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	親連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ゲンキー㈱	福井県坂井市	800,000	ドラッグストア7事業	100.0	役員の兼任	経営指導料(注1)	269,200	売掛金	58,300
							業務委託料の支払(注1)	14,432	未払金	848,715
							家賃の支払(注1)	1,968	—	—
							資金の貸付(注1)	4,000,000	一年内回収 予定長期貸付金	4,000,000
							利息の受取(注1)	20,575	長期貸付金	16,550,000
							債務の被保証(注4)	637,000	—	—
							債務の保証(注5)	950,000	—	—

(注1) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。

(注4) 銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。保証料の支払は行っておりません。

(注5) 銀行借入(1,000百万円 期限5年)について債務保証を行っており、取引金額は期末時点の保証残高であります。業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。保証料の支払は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,421円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円02銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月3日

Genky DrugStores株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2019年6月21日から2020年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Genky DrugStores株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月3日

Genky DrugStores株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 博 久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高村 藤 貴 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2019年6月21日から2020年6月20日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月21日から2020年6月20日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月7日

G e n k y D r u g S t o r e s
株 式 会 社 監 査 等 委 員 会
監査等委員 松 岡 茂 ⑩
監査等委員 今 井 順 也 ⑩
監査等委員 山 田 賢 一 ⑩

(注) 監査等委員松岡茂、今井順也及び山田賢一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第3期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は189,716,563円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年9月7日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤永賢一 (1962年10月20日生)	1988年4月 個人にて「ゲンキーつくしの店」開業 1990年9月 ゲンキー株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 1999年4月 フジナガイインターナショナルキャピタルズ有限会社設立 同社代表取締役社長就任（現任） 2006年12月 ゲンキーネット株式会社設立 同社代表取締役就任 2008年9月 同社取締役就任 2017年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	311,912株
2	吉岡伸洋 (1968年11月20日生)	1992年11月 アメリカンライフインシュアランスカンパニー入社 1995年5月 ゲンキー株式会社入社 1995年8月 同社光陽店長 1998年3月 同社エリアマネージャー 1999年6月 同社商品部長 2000年7月 同社広報室長 2000年9月 同社取締役就任 2000年12月 同社ドラッグストア店舗運営部長 2001年8月 同社社長室長 2003年1月 同社店舗運営部長 2004年10月 同社総務部長 2006年8月 同社店舗運営部長 2009年4月 同社取締役副社長就任(現任) 2013年1月 同社IE本部長 2017年8月 同社営業本部長 2017年12月 当社取締役副社長 I T部門担当就任 2018年8月 当社取締役副社長 I T部門担当兼店舗運営部門担当 2018年8月 ゲンキー株式会社営業本部長兼店舗運営部長 2019年1月 当社取締役副社長 I E部門担当 2019年1月 ゲンキー株式会社 I E本部長兼 C P U S E部長 2019年7月 当社取締役副社長商品部門担当（現任） 2019年7月 ゲンキー株式会社商品本部長（現任）	49,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	山形 浩幸 (1972年1月26日生)	1996年9月 株式会社ネクスター入社 1998年12月 ゲンキー株式会社入社 1999年8月 同社木崎店長 2000年3月 同社総務部庶務課長 2001年6月 同社ゾーンマネージャー 2003年1月 同社東海エリアマネージャー 2005年8月 同社店舗開発部長 2005年9月 同社取締役就任(現任) 2006年2月 同社新店準備室長 2006年8月 同社総務部長 2008年4月 同社管理本部長 2011年6月 同社店舗開発部長 2013年1月 同社店舗開発本部長 2014年9月 同社店舗運営部長 2017年12月 当社取締役店舗運営部門担当 2018年8月 当社取締役店舗開発部門担当(現任) 2018年8月 ゲンキー株式会社店舗開発部長 2019年5月 ゲンキー株式会社店舗開発本部長(現任)	41,900株
4	小林 祐次 (1979年9月21日生)	2002年4月 ゲンキー株式会社入社 2004年10月 同社野々市店長 2008年9月 同社化粧品事業部長 2014年1月 同社商品部チーフマーチャンダイザー 2015年4月 早稲田大学経営研究科(MBA)入学 2017年5月 ゲンキー株式会社商品部マーチャンダイジング部食品部長 2018年1月 当社執行役員人事本部本部長(現任) 2018年1月 ゲンキー株式会社執行役員人事本部本部長(現任)	6,835株

(注)各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決議に基づき新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

監査等委員会は現会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることから比較検討を実施いたしました。仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査に必要とされる専門性、監査体制、独立性、専門性、効率性等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる体制を備えていることに加えて新たな視点での監査が期待できることにより、当社のガバナンス強化に寄与すると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2020年7月1日現在)

名 称	仰星監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区四番町6 東急番町ビル (従たる事務所) 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング12階 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー12階 石川県金沢市兼六元町11番25号
沿 革	1990年9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更 2011年7月 明澄監査法人と合併 2014年7月 明和監査法人と合併 現在に至る
概 要	出資金 170,000,000円 構成人員 社員(公認会計士) 49名 職員(公認会計士) 175名 (試験合格者) 69名 (その他) 38名 計 331名
国際業務	Nexia International(ネクシア・インターナショナル)に加盟

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件でストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

また、当社社内取締役に対する新株予約権の発行は金銭でない報酬額に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

割り当てを受ける当社社内取締役は第2号議案「取締役(監査等委員である取

締役を除く。) 4名選任の件」が承認可決されますと4名となり、新株予約権の割当数は当社社内取締役に対しては500個を上限とします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役会に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- (2) 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から5年の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

(6) 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）

は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

4. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権については金銭の払込みは要しない。

5. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

株主総会会場ご案内図

福井県福井市大手3丁目12-20（ホテルフジタ福井内）

ザ・グランユアーズフクイ 3階 天山の間

電話 (0776) 24 - 3200



J R北陸本線「福井駅」徒歩7分

えちぜん鉄道「福井駅」徒歩8分

本総会よりご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。